

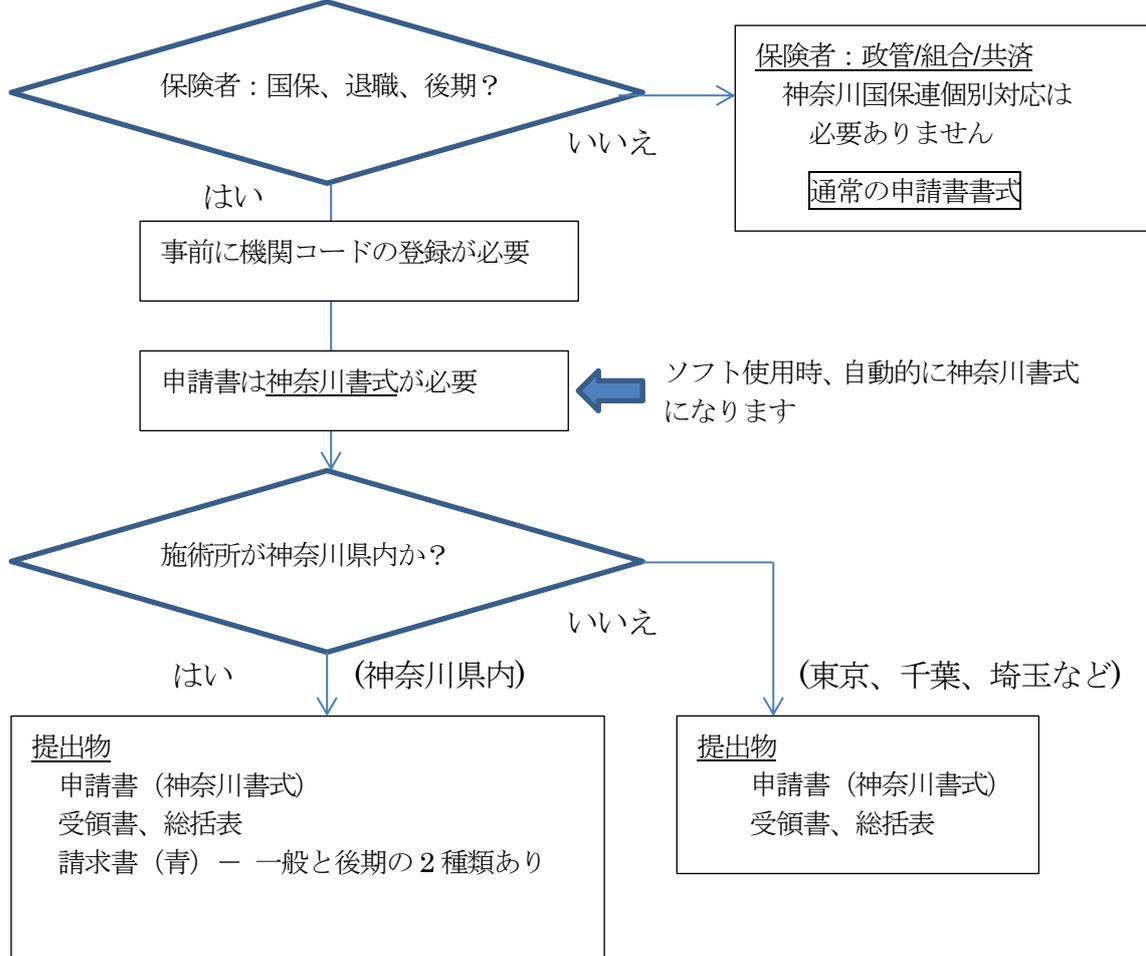
シリーズ第5回

会のソフトを使い倒そう!

(D先生の場合) 初めて神奈川の患者があった。神奈川は申請書の出し方が違うと聞いている。
注意点などが知りたい。

- ・事前に機関コードの登録が必要です。(手続きは事務局が行います)
- ・施術所が神奈川県内にある場合と神奈川県外(東京都など)によって提出書類が異なります。
医療助成が提出できる場合とできない場合があります。
- ・申請書作成にあたって、制限事項/注意事項があります。

(保険者の種類と施術の種類による区分)



医療助成が横浜市/川崎市の場合

本申請に医療助成を含める(1枚)

医療助成が横浜市/川崎以外の場合

本申請と医療助成それぞれ1枚

医療助成

本申請と医療助成それぞれ1枚

※ 横浜市のみ本申請に医療助成を含めることができる

※ 川崎市は、医療助成を受け付けない(償還払い)

※ 神奈川書式の申請書は、患者印を2か所押印する欄があるのでご注意ください。

1

機関コードの登録方法

事務局から神奈川県国保連に施術者の登録手続きを行います。
機関コード（約1か月）が附番されましたらお知らせします。

※ 施術者が複数在籍して、「機関コード」が同じ場合でも、「施術者毎」に登録してください。

2

負担割合の指定方法

負担率は患者の負担割合を入力する

前老で負担割合が **1割** の場合、

「給付割合の印刷を8割にする」をレする

※ **負担割合が2割** の場合 レは不要

※ 前老の場合 前老レをつける

申請書上部の表示 給付割合 **8** となる

9	① 社国	3. 後期	2. 本外	② 高外一	給付割合
マ	2. 公費	4. 退職	4. 六外	0. 高外?	③ 8 9 1 0

○はソフトで自動的に記入されます。

